

埼玉農業大賞表彰要綱

平成22年8月20日 決裁

平成25年5月24日 一部改正

平成29年8月3日 一部改正

(趣旨)

第1条 埼玉農業大賞は、革新的な農業経営に取り組む者や、新規性、独創性のある技術を持ち今後大きく飛躍が見込まれる者、または地域農業の振興や活性化に優れた功績を上げている者に、知事の表彰状を贈り、その成果を称え広く紹介することによって、本県農業の成長産業化、農業・農村の持続的な発展に資するものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、埼玉県内で意欲的に農業を営む個人・法人又は団体とする。

2 埼玉農業大賞に、農業ベンチャー部門と地域貢献部門を設ける。

3 原則として、既に埼玉農業大賞の大賞を受賞している者は、受賞の対象外とする。

(表彰)

第3条 農業ベンチャー部門及び地域貢献部門で、最も優秀な者1点を大賞とする。

2 農業ベンチャー部門及び地域貢献部門で、大賞に次ぐ優秀な者原則1点を優秀賞とする。

(募集)

第4条 埼玉農業大賞の募集は、年1回行う。なお詳細は、その都度別に募集要項で定める。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者は、埼玉農業大賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考を経て、知事が決定する。

2 選考委員会の組織及び運営については、別に定める。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、彩の国食と農林業ドリームフェスタ等において行う。

(個人情報の保護)

第7条 当該表彰に当たって取得した個人情報については、表彰における経営紹介や表彰資料等の作成に用いることがあることについて、あらかじめ被表彰者の合意を得た上で、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）、その他の関係法令に基づき、適正に管理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、埼玉農業大賞に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月20日から施行する。

この要綱は、平成25年5月24日から施行する。

この要綱は、平成29年8月3日から施行する。